

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和元年9月9日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
I (略)	I (略)	
II 保険料率 [1] ~ [9] (略)	II 保険料率 [1] ~ [9] (略)	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014）<u>（以下(2)において「取扱規程」という。）</u>に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあっては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。ただし、<u>取扱規</u></p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014）に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあっては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつ</p>	

新	旧	備考
<p><u>程に規定するエスクロ口座を不要とする場合にあつては上記(1)の係数とする。また、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。</u></p> <p>表 (略) (3)～(7) (略) 2～4 (略)</p>	<p>ては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。</p> <p>表 (略) (3)～(7) (略) 2～4 (略)</p>	
<p>Ⅲ (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>この改正は、令和元年10月1日から実施する。</u></p> <p>2. <u>施行日平成30年6月1日改正の附則3及び附則4に係る改正（実施日平成32年4月1日）は当分の間実施しないものとし、当該改正前の[10] 3(3)の規定はなおその効力を有する。</u></p>	<p>Ⅲ (略)</p>	
<p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>別表第1～別表第6 (略)</p>	